

平成30年台風24号による被害への対応を求める意見書

平成30年9月28日から30日かけて襲来した台風24号は沖縄県に甚大な被害を及ぼした。嘉手納町においては、町域の沿岸部に面する西浜区地域を中心に、暴風と高波、高潮による冠水や浸水等により、町道の冠水や家屋の浸水、ブロック塀の崩壊、車両の水没等の被害を受けた。

さらに、西浜区沿岸の防波堤が破損し、護岸施設の一部から堤防被覆コンクリートや転落防止柵、景石や土砂等が高波で飛散し、付近の家屋、店舗、公共施設等が損壊したことによる被害は、浸水による被害と相まって地域住民に大きな影響を及ぼした。

現在、破損した防波堤の一部には応急的な措置が講じられているものの、機能の復旧や安全性の確保が図られたわけではなく、町民が受ける影響と不安は計り知れないものがある。また、このような状況下、地元住民からは生活再建の不安や既存防波堤の強度に対する懸念の声上がり、早期の対策が求められている。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、沖縄県におかれては、災害の早期復旧、新たな災害の未然防止のため、下記事項において、速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被災箇所の早期復旧工事を実施すること。
- 2 今後襲来し得る台風等による災害対策のため、強靱なる護岸整備（護岸の嵩上げ等）を早急に実施すること。
- 3 上記災害復旧等に関する説明を実施すること。
- 4 沖縄県による被害調査と被災した住民に対する生活支援対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年11月8日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)
沖縄県知事

平成30年台風24号による被害への対応を求める要請決議

平成30年9月28日から30日かけて襲来した台風24号は沖縄県に甚大な被害を及ぼした。嘉手納町においては、町域の沿岸部に面する西浜区地域を中心に、暴風と高波、高潮による冠水や浸水等により、町道の冠水や家屋の浸水、ブロック塀の崩壊、車両の水没等の被害を受けた。

さらに、西浜区沿岸の防波堤が破損し、護岸施設の一部から堤防被覆コンクリートや転落防止柵、景石や土砂等が高波で飛散し、付近の家屋、店舗、公共施設等が損壊したことによる被害は、浸水による被害と相まって地域住民に大きな影響を及ぼした。

現在、破損した防波堤の一部には応急的な措置が講じられているものの、機能の復旧や安全性の確保が図られたわけではなく、町民が受ける影響と不安は計り知れないものがある。また、このような状況下、地元住民からは生活再建の不安や既存防波堤の強度に対する懸念の声が上がり、早期の対策が求められている。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、沖縄県におかれては、災害の早期復旧、新たな災害の未然防止のため、下記事項において、速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被災箇所の早期復旧工事を実施すること。
- 2 今後襲来し得る台風等による災害対策のため、強靱なる護岸整備（護岸の嵩上げ等）を早急に実施すること。
- 3 上記災害復旧等に関する説明を実施すること。
- 4 沖縄県による被害調査と被災した住民に対する生活支援対策を講じること。

以上、決議する。

平成30年11月8日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)
沖縄県議会議長